**CITY TOPICS　まちの話題や出来事、ニュースをお届けします！**

**社会教育バスの利用方法が変わります**

社会教育バスは、地域団体の社会教育に関する事業や研修事業など、社会教育の振興や活動の促進を図ることを目的に運行しています。これまで2台で運行していましたが、予約が取りにくいことや運行距離・時間に制限があることなど、利用しづらい点がありました。

これらを踏まえ、令和6年度からは、団体が直接、市内の民間バス事業者からバスを借り上げた料金に応じて、市から補助金を交付する「大崎市社会教育関係団体等バス借上料補助事業」に変わります。

新制度により、自由に市内のバス事業者を選択できるため、バスの予約が取りやすくなることや、時間や距離の制限がなくなることで、行程の自由度が増すことなどの利便性の向上が期待されます。

人材育成や地域づくりに、新たな制度を活用してみませんか。

申請方法など詳しくは、生涯学習課（電話23-2213）に問い合せするか、市ウェブサイトを確認してください。

**新制度の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象団体 | 社会教育関係団体、地域関係団体 |
| 対象事業 | ①社会教育に関する事業②研修事業③活動に係る大会等への参加を目的とした事業 |
| 対象経費 | 貸切バスの借り上げ料※高速代・駐車場代・キャンセル料は対象外です。 |
| 補助金額 | 一団体当たり一年度中に①2回利用する場合は、1回当たり上限70,000円②1回利用する場合は、上限100,000円 |

▶社会教育関係団体

大崎市社会教育関係団体登録の決定を受けた団体

▶地域関係団体

市内で地域活動に貢献する団体として市が認めた団体

**いざというときに備え、被災建築物応急危険度判定模擬訓練を実施しました**

3月8日、令和5年度大崎市被災建築物応急危険度判定模擬訓練を実施しました。

被災建築物応急危険度判定とは、各種支援制度に必要な「り災証明」とは異なり、判定士が大規模地震で被災した建築物の状況を調査し、二次災害を防止するため、余震などによる倒壊や落下物などの危険性を示すものです。

判定結果は「危険（赤色）」・「要注意（黄色）」・「調査済（緑色）」の3種類に分けて、建物の出入口などの分かりやすい場所に掲示し、居住者や付近を通行する歩行者などに対して危険性を知らせます。

訓練には、1月の能登半島地震による防災意識の高まりもあり、宮城県建築士会の会員や近隣自治体の職員約70人が参加しました。

震度6強の地震が発生し、避難所となる建物の危険度を判定する想定で、協力要請から応急対策活動までの一連の流れを確認し合いました。

今後も、応急危険度判定に関する情報交換や訓練を行い、有事の際に迅速かつ的確な対応ができるよう、さらなる体制整備を行っていきます。

写真：建物の傾きを調査しました

写真：各チームが調査した結果をまとめ、判定表を掲示しました